# 樣式第22号(第12条関係) 診療依頼書(入院外)

診療依頼書(入院外)

第号

年 月 日

院(所)長様

地方局長

次の者については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により、後日、医療券を送付しますので、 診療を依頼します。

なお、入院の必要が認められる場合は、御連絡ください。

住	所	
氏	名	
年	齢	歳
性	別	

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

# **様式第23号**(第13条関係) 医療券・調剤券

	人等の円滑な帰国の促進 法律第30号)医療券・調			<b>美に関する法律</b>
公費負担者  号		有效	期間	日から 日まで
受給者番号		<b>I</b> ; / I <sup>*</sup>	独 用 別	単独・併用
氏 名		(男・女)	年	月 日生
居住地				
指定医療機関名				
傷病名	(1) (2) (3)	診療	□入 □入院 □訪問	外 □調剤
		本人支払額	頁	円
地区担当	員 卿	取扱担当者 @		地方局長印
備考	社 会 保 感染症の予防及び感染 に対する医療に関する社 10年法律第114号)第37 その他	症の患者は半(平成	有・	form

- 注1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。
  - 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けること。
  - 3 「指定医療機関名」の欄に指定訪問看護事業者の名称を記入する場合には、訪問 看護ステーションの名称も併せて記入すること。

样式第24号	(第13条関係)	介護券
依以另24节	( 昻 口形 送川糸 )	川護分

中国残留邦人等	<b>幹の円滑な帰国の促進及</b>	び永住帰国後の自	立の支援に関する法律
(平成6年法律	堂第30号)介護券(年	月分)	
公費負担者   番号		有 効 期 間	日から 日まで
受給者番号		単独・併用別	単独・併用
保険者番号		被保険者番号	
氏 名 等		(男・女)	年 月 日生
要介護状態等区分	要支援1・2・経過的	要介護・要介護 1	. 2 . 3 . 4 . 5
認定有効期間	年 月	日から 年	三 月 日まで
居 住 地			
指定居宅介護支	事業所番号		
援事業者・地域			
包括支援センタ			
一名			
指定介護機関名	事業所番号		
		T	
	□訪問介護		│□小規模多機能型居宅介 │
	□訪問入浴介護	居宅介護	護
	□福祉用具貸与	介 護 予 防	□地域密着型特定施設入
	□訪問看護		居者生活介護
	□訪問リハビリテー		□介護老人福祉施設
	ション		□介護老人保健施設
	□通所介護	施設介護	□介護療養型医療施設
	□通所リハビリテー		□地域密着型介護老人福祉
	ション		施設
居宅介護	□居宅療養管理指導	居宅介護支援	□居宅介護支援
介 護 予 防	□短期入所生活介護	介護予防支援	□介護予防支援
	□短期入所療養介護		
	□認知症対応型共同		
	生活介護		
	□特定施設入居者生		_
	活介護	本人支払額	円
	□夜間対応型訪問介		
	護		
	□認知症対応型通所		
	介護		
地区担当	員 ⑪	取扱担当者 ⑩	
			地方局長即
介	護保	険	有・無
備考そ	の	他	

注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部 を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この 様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

すること。			

## 様式第25号(第13条関係) 治療材料券・治療材料費請求明細書

治療材料券·治療材料費請求明細書

地区担当員 印 取扱担当者 印

	交付番号	この券の	の有効期	限		1 単	給	
中国残留邦人			年	月	日まで	2 併	給	地
等の円滑な帰	受給者氏名					居住地		方
国の促進及び				(	华) 田			局長
永住帰国後の				(	歳)男			
自立の支援に					•			印
関する法律					女			
(平成6年法	取扱業者					所在地		
	種 類			金	額		円	
律第30号)治		購入・	貸与	( 月	~ 月	· )・修 理	! (修理方	
療材料券	給付方法	法:	)	, , , ,	, ,	, , , , ,		

治	租	Ĺ		類	数量		単		価	金	名	領	摘	要
									円			円		
療													_	
材													_	
料													_	
費														
請			計											
求	*	社	保	負	担	有		無	生山			Ш		
明			(健・	共)		作	•	卅	割			円		
細	*	他	法	負	担	有	•	無	割			円		
	*	本		人	支		担	4	額			円		
書		差	引請	青 求	(支払)	金	額					円		

請求者

氏 住 名 所

(EII)

記入要領

※印の欄は、記入しないでください。

## 注意

- 1 本人支払額は、物品納入と同時に徴収してください。
- 2 治療材料費は、地方局に請求してください。
- 注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。

								(	表)							
					あ /		-	7	ッサ							
	<b>⊒ 74:</b> €#	年 本出	<u>月分</u>	地	区担				取	扱担	当者	E	_	)),(	<i>۷</i> ۸	_
	国残留 、等の	交付番	<b>主万</b>				この券 有効期		日为	から	E	まで	$\begin{vmatrix} 1 \\ 2 \end{vmatrix}$	単併		)
	骨な帰	患者只	 C名				11 /93 /91	1117	居住地				2	<u> </u>	小口	┨.
	)促進				(	(		男								f
	が永住							· 女								1 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	国後の五の支	 指定施	施術者名					<u> </u>	傷病名	(部)	位)					
	こ関す		_,,,,,,,,,						194714	(141)	,					
	律(															
	战6年															E
	津第30 施術															
:	加山山															
	<del>т.</del> т.	1 + 4				<u>г</u> -		, ,	₩ ₩		П	転		y/、水	<b>+</b> .1	
	例	1 他 你	5年月	目		年	月日	3   5	実日数		日	帰		<b>行</b> ////////////////////////////////////	• 中止	
	(1)-	マッサー	_ < > > _		円×			局所×	口	_	円	摘星	更			
ij		· / /		1 4			/HJ//  /\			1 1						
_	23	変形徒 🗄	手矯正術						= 円							
Ĵ			あん						回							
Ž	37		罨	法												
X.		あん			_											
H	(4)	<b>温罨法</b>	• 電気光	線器具	!		円	×		口	=	円				
"	(5)á	主療料					円	×		口		円				
=		叩算(	キロメ・	ートル)			円			亘		円				E
					10.1				10.10.00			04.05		o <b>=</b> 00		<i>  ≴</i>
Ċ	施   1   術	234	5 6 7 8 9	10 11	12 1	13 14	4 15 16	17	18 19 20	) 21 2	22 23	24 25	26	27 28	29 30 3	/
	費															1 4
]												<u>⇒±</u> : _L\		\•	/ \\h -	一 <sup>1</sup> 和
	(6) £	計金額	頁 (①+C	2)+(3	)+(4	4)+	( <del>5</del> ))					請求		**	快定	_   `
1		, , , _ ,					,						円		F	9
	<b>*</b> .(7) <i>‡</i>	+	旦 (	健	•	士:	)	右	• 無	割			円			 归
14				WE		<b>バ</b>	′	- 17	VIII <u>z</u>							
	<b>*</b> 87	<b>卜人支</b> 扎	ム額 							円			円		F	9
			<u></u>		 	a -	7-8	``					円			9

(裏)

#### 指定施術者へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書の「®本人支払額」の欄に記入された 金額ですから、窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めたときは、直ちに地方局に連絡の上、補正を受けてください。なお、連絡がない場合は、減額されることがありますから、注意してください。
- 3 施術券の「傷病名(部位)」の欄に記入された傷病名(部位)以外の傷病(部位)が発生し、これについての施術を要するときはその傷病(部位)名を、往療を要するときはその理由等を施術報酬請求明細書の「摘要」の欄に記入してください。なお、記入がない場合は、減額されることがありますから、注意してください。
- 4 施術券の各欄又は施術報酬請求明細書の「⑦社保負担」の欄若しくは「⑧本人支 払額」の欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に地方局長印のないものは、無 効ですから、地方局に返送してください。
- 5 「初回施術年月日」の欄には、費用負担関係にかかわらず、その傷病(部位)に ついての初回施術年月日を記入してください。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に相当する場合は、返戻されることがありますから、注意してください。
  - (1) 請求者の氏名及び押印漏れ
  - (2) 初回施術年月日の記入漏れ
  - (3) 加算の対象となる往療距離の記入漏れ
  - (4) その他記載不備

### (記入上の注意)

※印の欄には、記入しないでください。

#### 患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に支援給付決定通知書(様式第9号)を交付しないときは、本 券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は、施術券の「この券の有効期間」 の欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、「®本人支払額」の欄に記入された金額ですから、窓口で支払ってください。なお、本人支払額が支払われていない場合には、支援給付の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者及び地方局長の指示及び指導に従って療養に専念してください。
- 5 施術が終わったとき、又は施術を中止したときは、速やかにその旨を地方局長に 届け出てください。
- 6 施術券は、他人に譲ったり、使用させてはいけません。
- 注 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則の規定による支援給付にあっては、この様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」とあるのは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則」とすること。